

# とうにうん

NO.101号 2021年 6月 12日  
J R 東海 労 東二運分会  
責任者 齊藤厚志  
編集 教宣部

## 年休裁判は今こうなっている21

### 本件期間は恒常的要員不足状態であった！

(平成27年度及び平成28年度)

会社は、本件期間のうち34日間について、原告らを含む社員の年休取得状況等を明らかにした(会社準備書面(5)(10))

原告らを含む年次有給休暇申込簿で、

- ・年休を届け出た社員の全員がいずれも、年休を取得できなかった日が14日間(41.1%)
- ・年休を届けた社員のうち8割以上の社員が、年休を取得できなかった日は27日間(79.4%)に上る。
- ・年休を届けた社員のうち過半数が年休を取得できた日は、平成27年6月1日のたった1日のみである。

すなわち、平成27年5月22日から平成29年3月31日の長期間にわたって、会社が年休取得状況等を明らかにした日の大部分について、年休を届け出た社員(乗務員)は全く又は殆ど年休を取れていないのである。

これは、社員が自由に年休を取ることができる要員が不足する状態にあったこと、しかもそれが特定の日にとまたまそうだったというものではなく、日常的・恒常的に、いわばまんべんなく要員不足状態にあったことは明白である。

大量観察方式手法に則って、会社が開示した年休取得状況等のデータをもって、会社が恒常的な要員不足状態にあり、しかも会社が要員の補充等の使用者として取るべき配慮を怠ったこと、したがって会社による「時季変更権の行使」は不適法と認定・判断されるべきである。

### 2暦日にわたる勤務の2日目に時季指定！

2暦日にわたる勤務の2日目に年休の時季指定された場合、同勤務の1日目に年休が取得が認められることはあり得ないとして、会社の時季変更権行使は当然適法であると主張するく会社準備書面(14)(15) >

同勤務の2日目にあたる日に年休取得を認めることは可能であるし、少なくとも年休取得に向けて何らかの措置を取ることが可能かどうか検討することが、「使用者としての通常の配慮」であると言うべきである。

JR西日本においては、可能な限り、1日目を日勤、公休日もしくは特別休、2日目に年次有給休暇を取得できるように配慮を行っている。